

地方税財源の格差是正と充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 12 月 4 日

提出者

浅野俊雄
成相安信
洲浜繁達
岡本昭二
福岡賢造
中村芳信
園山繁子
角智子
須山隆
吉田政司
足立昭二
岩田浩岳

細田重雄
福田正明
福原成充
三島治
小沢秀多
田中八洲男
白石恵子
中島謙二
珍部芳裕
石原真一
生越俊一

佐々木雄三
森山健一
五百川純寿
絲原徳康
大屋俊弘
和田章一郎
藤間恵一
池田一
平谷昭二
山根成一
嘉本祐一

(別紙)

地方税財源の格差是正と充実を求める意見書

現在、日本経済の動向は穏やかな回復基調にあるとはいえ、政府の経済政策の効果は地方部まで十分に波及しておらず、地方経済はなお厳しい状況が続いている。今後、政府は地方にも実効性ある経済対策を講じるとともに、地方としても積極的に地域経済対策に取り組まなければならない。

しかるに、政府は、本年 6 月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえ、8 月に閣議了解された「中期財政計画」において、地方財政についても、国の歳出の見直しと基調を合わせるとしており、平成 26 年度地方財政対策をひかえ地方交付税はじめ地方一般財源について厳しい議論が展開されることが予想される。

しかしながら、今後も地方が責任をもって地域経済の活性化や教育、医療、福祉施策の推進、国土強靱化のための防災・減災対策等を強力に推進していくには、その基盤となる地方交付税をはじめとする地方一般財源の拡充強化が不可欠である。

そのため、地方財政計画の策定にあたっては、地方税財源の拡充を前提に、地域経済の動向等を踏まえ地方の財政需要を的確に反映するとともに、消費税及び地方消費税の税率引き上げとそれにとまなう地方法人課税の見直しについては、現下の大きな課題である地方団体間の税財源の格差是正に必要な措置を講じるよう求めるものである。

よって下記事項について、十分な検討がなされるよう要請する。

記

- 1 地方消費税は、都市部と地方部では住民一人当たりで最大 2 倍の税収格差があることから、各団体間の財政力格差が拡大しないよう対策を講ずること。
- 2 地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を検討するに当たっては、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とするなど税源の偏在是正策を講ずること。
- 3 地方交付税原資を増加させる措置が講じられる場合には、その財源は地方間の財政力格差を調整し、あくまで地方における財政需要に対応するために活用すること。
- 4 十分で、より望ましい税源の偏在是正措置が講じられるまでの間は、地方法人特別税・譲与税制度を継続すること。
- 5 地方財政計画における歳出特別枠及び地方交付税別枠加算については、「地方財政においても平時の対応に戻すべく」解消を図る必要があるとされているが、依然として厳しい地方経済の現状に鑑み今後も確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

経済産業大臣

【平成25年12月13日原案可決】